

公立大学法人富山県立大学の中期目標の期間の終了時に見込まれる
中期目標の期間における業務の実績に関する評価実施要領

令和元年 7 月 2 日

富山県公立大学法人評価委員会決定

1 趣旨

「公立大学法人富山県立大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、富山県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「見込評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

2 見込評価の基本方針

見込評価は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 見込評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 見込評価は、中期目標の達成に向けて法人が取組んできた実績を調査・分析し、進捗状況や達成の見込について評価するとともに、中期目標の残存期間に法人が解決すべき課題等を明らかにする。
- (3) 見込評価の際、法人の取組みを社会に積極的にアピールすることや、法人業務全体の改善・充実を図る観点から、次の事項を考慮する。
 - ア 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組みを積極的に評価するものとする。
 - イ 法人の置かれている状況等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価するものとする。
 - ウ 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は生じるおそれがある場合には、その理由（外的要因を含む。）についても明らかにするものとする。
 - エ その他法人を取り巻く諸事情を考慮するものとする。
- (4) 見込評価は、次期の中期目標の検討につなげるものとし、設立団体の長（富山県知事）が法人に係る中期目標の期間の終了時まで、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に資するものとする。

3 評価方法

- (1) 見込評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、中期目標を達成するために作成した中期計画に定めた事項ごとにその実施状況を調査・分析することにより、中期目標の期間

の終了時における中期目標の達成状況を見込むものとする。

- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況全体について、総合的に評価を行う。

4 項目別評価の具体的方法

- (1) 項目別評価は、中期目標に定められた最上位の事項（以下「大項目」という。）について行う。
- (2) 項目別評価は、次の手順により行う。

ア 法人による自己点検・評価

- (ア) 法人は、中期計画の小項目ごとに、次の4段階により自己評価を行い、そのように判断した理由を示すとともに、計画の実施状況、成果等について記載する。

Ⅳ：中期計画を上回って実施している。

Ⅲ：概ね中期計画どおりに実施している。

Ⅱ：中期計画をやや下回っている。

Ⅰ：中期計画を大幅に下回っている。

- (イ) (ア)に掲げるもののほか、大項目ごとに、特記事項として、以下の事項等を記載することとする。

- ① 特に優れた実績・成果を上げた取組みや特色ある取組み
- ② 中期計画の実現に向けて、今後強化していく取組み
- ③ 中期計画の実現に向けて支障が生じている、又は生じるおそれがある場合には、その状況、理由等（外的要因を含む。）
- ④ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、又は変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

イ 評価委員会による検証

評価委員会は、法人による自己評価に関し、法人からのヒアリング等を通じ、中期目標の達成に向けて中期計画が順調に進捗しているかという観点から、アの(ア)に規定する4段階により見込まれる業務の実績について総合的に検証を行い、法人と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ 評価委員会による評価（様式の「Ⅱ 項目別評価」）

イの検証を踏まえ、中期目標の達成に向けた業務の進捗状況について、大項目ごとに、次の5段階により評価を行うとともに、その判断理由のほか、特筆すべき点や遅れている点について意見を記述する。

S：中期目標が極めて良好に達成できる見込みである。（評価委員会が特に認める場合）

- A：中期目標が良好に達成できる見込みである。（すべてⅣ又はⅢ）
- B：中期目標が概ね達成できる見込みである。（Ⅳ又はⅢの割合が概ね9割以上）
- C：中期目標が十分に達成できない見込みである。（Ⅳ又はⅢの割合が概ね9割未満）
- D：中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。（評価委員会が特に認める場合）

5 全体評価の具体的方法（様式の「Ⅰ 全体評価」）

評価委員会は、項目別評価の結果等を踏まえ、中期目標の達成見込について、記述式により総合的に評価を行う。

全体評価においては、魅力ある大学づくりに向けた取組み、理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化、県民に対する説明責任を重視した開かれた大学を目指した取組みなどについて、積極的に評価するとともに、課題とする点や法人に対する要望等についても記載するものとする。

また、設立団体の長（富山県知事）が、中期目標の期間の終了時まで、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に資する観点からも評価するものとする。

6 その他

この実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については、必要に応じ、修正等を加えるものとする。

(様式)

公立大学法人富山県立大学

中期目標の期間の終了時に見込まれる

中期目標の期間における業務の実績に関する評価

第 期 (年度～ 年度)

年 月

富山県公立大学法人評価委員会

I 全体評価

II 項目別評価

1 教育に関する目標

評 価		
-----	--	--

2 研究に関する目標

評 価		
-----	--	--

3 地域貢献に関する目標

評 価		
-----	--	--

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

評 価		
-----	--	--

5 財務内容の改善に関する目標

評 価		
-----	--	--

6 自己点検評価及び情報の提供に関する目標

評 価		
-----	--	--

7 その他業務運営に関する目標

評 価		
-----	--	--